

令和5年度 全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会 募集要項

提出期限:令和5年9月11日(月) 宮崎地方法務局人権擁護課 必着
送付先:〒880-8513 宮崎市別府町1番1号 宮崎地方法務局人権擁護課宛
電話 0985-22-5124 FAX 0985-28-3705 Eメール jinken_miyazaki_moj_bal@i.moj.go.jp

1 名 称

令和5年度「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」

2 主 催

宮崎地方法務局、宮崎県人権擁護委員連合会、宮崎県、宮崎県教育委員会、
宮崎県人権啓発推進協議会

3 共 催

宮崎日日新聞社

4 趣 旨

法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権尊重思想の普及高揚を図るため、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

これを受けて、宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会は、宮崎県との連携の下に、未来を担う中学生が人権をテーマとした作文を制作することを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を育むこと、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権意識の普及高揚を図ることを目的とします。

5 対 象

県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

6 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

また、共生社会への実現へ向けた取組の一環として、外国人や障がいのある人との共生等をテーマとした作品の積極的な応募もお願いします。

7 作文の規格

(1) 学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内。

外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象となりません。

(2) 原稿の始めに題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入する。

(3) 応募作品は、一人1編とします（ただし、未発表のものに限る。）。

(4) 提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいづれでも可とする。

8 応募方法

各学校は、応募作品を取りまとめ、応募総数に応じて、推薦作品を選定し、別添の応募様式を添えて以下の提出先に提出してください。

【提出先】

〒 880-8513 宮崎市別府町1番1号 宮崎地方法務局人権擁護課

Tel (0985) 22-5124

(提出物) 推薦作品、別添様式

なお、推薦作品数は、作文の応募総数に応じて、次の基準により各学校で選考してください。

応募作品数	推薦作品数
1点～60点の場合	3点以内
61点以上の場合	応募作品の数の5%（1点未満の端数は切り上げ）以内 *例えば、応募作品数が65点の場合は、推薦作品数は4点以内 （65点×5%=3.25点以内→1点未満の端数切り上げにより4点以内）

9 応募期限

令和5年9月11日（月）必着

10 審査方法

主催者の委嘱した審査委員により行います。

なお、「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」の優秀な作品については、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催の「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会に推薦します。

11 受賞者の発表

令和5年11月下旬（予定）

12 表彰等

令和5年11月下旬から12月中旬に、最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞5点を選定し、賞状と賞品を贈呈します。

また、別途、宮崎日日新聞社賞（1点）を選定し、賞状と賞品を贈呈します。

なお、上位入賞者については、人権週間に合わせて、令和5年11月下旬～12月中旬に授賞式を行い、その他の受賞者については、学校を通じて授与します。併せて、令和6年2月頃に、各学校の応募者全員に参加賞を贈呈します。

13 そ の 他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとし、啓発資料として活用します。
- (3) 過去のコンテストにおいて、他の作品を流用・盗用した事案が生じているため、募集にあたり、各学校から児童・生徒に対し、他人の作品を盗用して自分の作品として発表することは許されないことであり、人権作文は自らの言葉、発想で表現するものであることを十分にお伝えいただきますようお願いいたします。
- (4) 作文については、作品の公表において、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とすることができます。
- (5) 応募者本人以外の者が、作文を加筆・修正することはできません。
- (6) 作文に関して、法務省ホームページ上(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html> 参照)に、人権作文を書くに当たっての留意事項等を掲載しているため、併せて周知をお願いします。
- (7) 「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会への推薦作品については、応募者の学校名及び氏名(前記13(4)の場合を除く。)並びに応募作品の題名が報道機関に公表されます。
また、「第42回全国中学生人権作文コンテスト」中央大会の上位入賞作品については、応募者の学校名及び氏名(前記13(4)の場合を除く。)並びに応募作品の題名及び内容が法務省ホームページ、入賞作文集等に広く掲載され、特に優秀な作品については、法務省において開催される表彰式で表彰されます。